

第5回川口市協働推進委員会

令和5年3月23日（木）10時

かわぐち市民パートナーステーション会議室1～3

次 第

1 開 会

2 議 事

(1) 審議事項

本市における協働の推進に関する施策について（継続）

(2) その他

3 閉 会

配布資料一覧

- | | | |
|------|------|-------------------------------|
| 資 料 | No.1 | 本市における協働の推進に関する施策について（答申）（素案） |
| 資 料 | No.2 | 答申素案に対するご意見 |
| 資 料 | No.3 | 本市における協働の推進に関する施策について（答申）（案） |
| 参考資料 | No.1 | 川口市協働推進委員会委員名簿 |

令和5年 月 日

川口市長 奥ノ木 信夫 様

川口市協働推進委員会委員長 石阪 督規

本市における協働の推進に関する施策について（答申）（素案）

令和2年1月9日付け諮問（川協推発第136号「本市における協働の推進に関する施策について」）における当委員会の意見は下記のとおりです。

記

本市における協働の推進に関する施策について考えるにあたり、まず、協働の意義とそれを担う協働の主体となる市民等と行政が担うべき役割を整理する必要があります。

協働の意義は、①市民等と行政がともに知恵と力を出し合うことで、効率的かつ多様なニーズに対応可能なまちづくりを実現することにあります。その実現のために、市民等の役割とは、地域及び社会との関わりを持ち、地域のために主体的に取り組むことです。

また、行政の役割とは市民等から知恵と力を引き出し、総合的かつ効果的に協働を推進することであり、そのための市民等の活動に対する支援や協働に対する市民等の関心を高める役割を担っています。協働の意義や役割を市民等と行政がともに理解した上で、仕組みが構築されなければ、本当の意味での協働の実現は難しいものとなります。

そこで、当委員会では、協働の推進に関する施策を考える上で、市民等が協働に実際に触れ、意義や自身の役割を感じることができる場に着目し、老若男女、国籍問わず、全ての市民が参加できる場づくりとはどんなものが考えられるか、議論を重ね、提案をまとめました。

議論を重ねて行く中で、市が実施している事業の中には、市民等と行政のお互いが協働を意識せず、実践している事例がみられました。そのほとんどが個々で完結しているものが多く、協働の効果が限定的になっていると思われれます。このような好事例が個で完結していることは、残念でなりません。これらを“つなぐ力”や

“つなぐ機関”が重要な役割を果たすと考えられます。

市民等、行政のそれぞれが協働の意義や役割をより理解した上で、既存の制度や事業を連動させ、効率的かつ横断的な仕組みづくり（場づくり）ができれば、本当の意味での協働の実現につながり、市政のさらなる発展へつながると確信しています。そのため、市民等と行政が協働の意義や役割を知ることのできる場づくりはそのきっかけを与える重要な施策となると考えています。そして、その場づくりには、多様な主体の意見を反映させる方法や新たな手法を研究し、導入していく不断の努力が必要です。

本提案の趣旨をご理解いただき、本市の協働の推進に向けた具体的な取組を進めていただくことを期待し、以下の内容を答申いたします。

1 点から線へ“つなぐ”、更には、円へ“広がる”仕組みづくり

既存事業や制度を活かし、老若男女、国籍問わず、全ての市民が気軽に参加しやすい場づくりを目指すこと。

- (1) 既存事業間の連動により、多世代間交流や国籍を問わない市民の参加促進
- (2) 既存のネットワーク（町会、学校、既存コミュニティ等）との連携強化

2 多様な主体の意見を反映させる仕組みづくり

多様な主体からの意見を抽出することで、誰もが参加しやすい場づくりを目指すこと。

- (1) ②市民団体との連携及び意見の抽出
- (2) 施策の企画・運営に関し、市民等の委員等への登用促進

3 新たな手法の研究及び導入

場づくりにおいて新たな手法の研究を怠らず、柔軟に取り入れていくこと。

- (1) オンライン技術の活用
- (2) 先進事例の研究と導入
- (3) コーディネート力強化

答申素案に対するご意見

意見番号	ご意見をいただいた箇所	ご意見等	答申案への反映
1 ①	前文 記以下2段落目	例文の「1 ページ目の2 段目「協働の意義は、市民等と行政が～」とあるが、「市民等」という表現は市民以外の何を指すのか分かりにくいので、「市民及び企業、団体等」と表現してはどうか。」と全く同意見です。どなたにもわかりやすく表記してはどうか。	「市民（市内に在住、在勤若しくは在学する者又は公益を目的として市内で活動するものをいう。）、地縁団体（町会、自治会その他の市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。）及び市民団体（市民が主体的に組織した団体をいう。）」（以下「市民等」という。）と修正。 （補足） 川口市協働推進条例第2条「定義」より、「市民等」について説明書きを追加
2 ①	前文 記以下2段落目	「市民等」の表記は、曖昧もしくは何かを含ませてわかりにくいと思われるため、市民主体であることから「市民」の表記に統一してはいかがでしょうか。	同上
3 ②（①に関連）	内容 2（1）	（1）「市民団体」とありますが、市外の方が活動されているケースもあるため、「市内活動団体」とされた方が良いかと思えます。	市民等と修正。 （補足） 川口市協働推進条例第2条「定義」の（1）ア市民、ウ市民団体から、「市内で活動する」団体を指している。
4 ②	内容 2（1）	”市民団体”は対象が限定される懸念があるため、”市民団体等”で広げるのはどうですか？	同上

※参考

川口市協働推進条例
(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民等 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 市民（市内に在住、在勤若しくは在学する者又は公益を目的として市内で活動するものをいう。以下この号において同じ。）

イ 地縁団体（町会、自治会その他の市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。以下同じ。）

ウ 市民団体（市民が主体的に組織した団体をいう。以下同じ。）

(2) 市 議会及び市長その他の執行機関をいう。

(3) 事業者 市内で事業を営む個人又は法人をいう。

(4) 教育機関等 学校その他の教育機関及び研究機関をいう。

(5) 協働 市民等が、市と川口市自治基本条例第2条第3号に規定する自治を実現するために、知恵と力をともに出し合う行為及び活動をいう。

(地域における協働の仕組みづくり)

第9条 市民等及び市は、地域の特色や特性を生かすための活動又は地域の課題等をともに考えて解決する活動を行う場を設けること及びこれらの活動を行うための組織の整備をするよう努めるものとする。

2 市は、市民等が他の市民等、事業者又は教育機関等とともに前項に規定する活動が、協働の基盤となることを踏まえ、これらの活動を推進するものとする。

令和5年 月 日

川口市長 奥ノ木 信夫 様

川口市協働推進委員会委員長 石阪 督規

本市における協働の推進に関する施策について（答申）（案）

令和2年1月9日付け諮問（川協推発第136号「本市における協働の推進に関する施策について」）における当委員会の意見は下記のとおりです。

記

本市における協働の推進に関する施策について考えるにあたり、まず、協働の意義とそれを担う協働の主体となる市民等と行政が担うべき役割を整理する必要があります。

協働の意義は、「市民（市内に在住、在勤若しくは在学する者又は公益を目的として市内で活動するものをいう。）、地縁団体（町会、自治会その他の市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。）及び市民団体（市民が主体的に組織した団体をいう。）」（以下「市民等」という。）と行政がともに知恵と力を出し合うことで、効率的かつ多様なニーズに対応可能なまちづくりを実現することにあります。その実現のために、市民等の役割とは、地域及び社会との関わりを持ち、地域のために主体的に取り組むことです。

また、行政の役割とは市民等から知恵と力を引き出し、総合的かつ効果的に協働を推進することであり、そのための市民等の活動に対する支援や協働に対する市民等の関心を高める役割を担っています。協働の意義や役割を市民等と行政がともに理解した上で、仕組みが構築されなければ、本当の意味での協働の実現は難しいものとなります。

そこで、当委員会では、協働の推進に関する施策を考える上で、市民等が協働に実際に触れ、意義や自身の役割を感じることができるときに着目し、老若男女、国籍問わず、全ての市民が参加できる場づくりとはどんなものが考えられるか、議論を重ね、提案をまとめました。

議論を重ねて行く中で、市が実施している事業の中には、市民等と行政のお互いが協働を意識せず、実践している事例がみられました。そのほとんどが個々で完結

しているものが多く、協働の効果が限定的になっていると思われます。このような好事例が個で完結していることは、残念でなりません。これらを“つなぐ力”や“つなぐ機関”が重要な役割を果たすと考えられます。

市民等、行政のそれぞれが協働の意義や役割をより理解した上で、既存の制度や事業を連動させ、効率的かつ横断的な仕組みづくり（場づくり）ができれば、本当の意味での協働の実現につながり、市政のさらなる発展へつながると確信しています。そのため、市民等と行政が協働の意義や役割を知ることのできる場づくりはそのきっかけを与える重要な施策となると考えています。そして、その場づくりには、多様な主体の意見を反映させる方法や新たな手法を研究し、導入していく不断の努力が必要です。

本提案の趣旨をご理解いただき、本市の協働の推進に向けた具体的な取組を進めていただくことを期待し、以下の内容を答申いたします。

1 点から線へ“つなぐ”、更には、円へ“広がる”仕組みづくり

既存事業や制度を活かし、老若男女、国籍問わず、全ての市民が気軽に参加しやすい場づくりを目指すこと。

(1) 既存事業間の連動により、多世代間交流や国籍を問わない市民の参加促進

(2) 既存のネットワーク（町会、学校、既存コミュニティ等）との連携強化

2 多様な主体の意見を反映させる仕組みづくり

多様な主体からの意見を抽出することで、誰もが参加しやすい場づくりを目指すこと。

(1) 市民等との連携及び意見の抽出

(2) 施策の企画・運営に関し、市民等の委員等への登用促進

3 新たな手法の研究及び導入

場づくりにおいて新たな手法の研究を怠らず、柔軟に取り入れていくこと。

(1) オンライン技術の活用

(2) 先進事例の研究と導入

(3) コーディネート力強化

川口市協働推進委員会委員名簿

(任期：R3. 7. 1～R5. 6. 30)

区 分	氏 名	所 属 団 体 等	備 考
1 号 委 員 市 民	美田 昌宏	市民（公募）	
	城守 茂美	市民（公募）	
	佐藤 真理子	市民（公募）	
	梁川 哲生	市民（公募）	
2 号 委 員 市内の民間団体 から選出された者	岩城 きみ江	川口の男女共同参画を考える会	
	岩崎 悦夫	グラウンドワーク川口	
	児玉 桜	川口市商工会議所 児玉コンクリート株式会社代表取締役社長	
	高山 久美子	社会福祉法人 川口市社会福祉協議会事務局長	
3 号 委 員 知 識 経 験 者	國分 洋太	株式会社国商 代表取締役	
	草柳 喜好	JAさいたま農協 理事 有限会社草柳 代表取締役社長	
	小野寺 秀明	輸入医療機器販売コンサルタント代表	副委員長
	青山 聖子	川口市議会議員	
4 号 委 員 学 識 経 験 者	石阪 督規	埼玉大学 教育機構 基盤教育研究センター	委員長